

令和4年度川崎市国民健康保険特定保健指導
(情報通信技術を活用した積極的支援) 委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に基づき実施する、特定保健指導(特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定める者に対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定める者が行う保健指導をいう。以下同じ。)のうち積極的支援(厚生労働省令で定める特定保健指導の実施方法をいう。以下同じ。)について、川崎市(国保保険者(以下「発注者」という。))と _____ (以下「受注者」という。)との間に、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者は、特定保健指導(積極的支援)を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

(委託業務)

第2条 発注者が受注者に委託する業務の内容は、「川崎市国民健康保険特定健康診査等実施要綱」(以下「要綱」という。)に基づき、別紙1「川崎市国民健康保険特定保健指導(情報通信技術を活用した積極的支援)業務委託仕様書」のとおりとする。

(対象者)

第3条 特定保健指導(積極的支援)は、受注者に被保険者証及び発注者の発行する特定保健指導利用券を提示した者を対象とし、受注者において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認するものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和4年3月31日までとする。
2 利用券の有効期限内に初回面接を実施した対象者への継続的な指導に限り、契約期間終了の翌日から特定保健指導が終了するまでの期間について、別途委託契約を締結する。

(委託料)

第5条 委託料は、別紙2「単価表」のとおりとする。

(委託料の請求)

第6条 受注者は、保健指導支援計画を策定する初回時面接終了後及び保健指導支援計画の実績評価終了後に、毎月遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料を、発注者の委託を受けて決済を代行する神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に請求するものとする。

(委託料の支払い)

第7条 発注者は、受注者から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを国保連合会が受理した月の翌月末日（国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日）を基本として、発注者と国保連合会との間で定める日に、受注者に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。

2 発注者及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者（受注者）に返戻を行うものとする。この場合において、既に受注者に支払われた委託料については、当該委託料を支払った発注者に対し受注者が有する委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は、受注者からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（受注者）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第8条 受注者において、被保険者証と特定保健指導利用券の両方を確認せずに実施した場合は、受注者の責任・負担とし、発注者から請求額は支払われないものとする。

2 受注者において、被保険者証と特定保健指導利用券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、発注者の責任・負担とし、発注者は請求額を国保連合会を通じて受注者に支払うものとする。

3 受注者において、特定保健指導利用券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、受注者の責任・負担とし、発注者から請求額は支払われないものとする。

（再委託の禁止）

第9条 受注者は、発注者が受注者に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、受注者が、保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において支援形態等で部分委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

（譲渡の禁止）

第10条 受注者は、発注者が受注者に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

第11条 受注者が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、発注者及び受注者の協議のうえ、その負担と責任において誠意を持って処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、受注者に故意又は重過失のない限り、発注者がその負担と責任を負うものとする。

（情報セキュリティの確保）

第12条 この契約を履行するに当たり、受注者は個人情報を含む発注者の情報資産の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守しなければならない。

（業務等の調査等）

第13条 発注者は、保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する受注者の公表内容等に関し詳細を確認する等、発注者が必要と認めるときは、受注者に対し業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 発注者から前項の照会があった場合、受注者は速やかに対応するものとする。

（契約の解除）

第14条 発注者又は受注者は、発注者又は受注者がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、発注者は、前条の照会結果等から、保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する受注者の公表内容等が事実と異なり、それにより発注者に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1）川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

（2）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

（協議）

第15条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、発注者及び受注者が誠意を持って協議の上決定するものとする。

発注者及び受注者は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 川 崎 市
川 崎 市 長 福 田 紀 彦

受注者 _____

川崎市国民健康保険特定保健指導（情報通信技術を活用した積極的支援）業務委託仕様書

1 業務内容

川崎市国民健康保険における特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導（積極的支援）利用券が発行された対象者（以下「対象者」という。）へ電話勧奨を実施し、利用の申し込みを受け付け、情報通信技術（以下「ICT」という。）を活用した特定保健指導（積極的支援）を利用する者（以下「参加者」という。）個々の状況に応じた保健指導を実施するとともに、参加者のマネジメントを行う。

2 実施期間

令和4年9月1日から令和5年3月31日まで

3 実施場所

オンライン

4 委託内容

（1）対象者への電話勧奨

受注者は、川崎市が提示する対象者リストを元に、対象者へ保健指導の利用勧奨を電話で行う。電話勧奨した結果を取りまとめ、川崎市へ提出する。

（2）参加者が利用しやすい環境の整備

受注者は参加者が利用しやすい環境を整備するため、参加者個々の状況と希望に応じて、次に掲げる事項の全部または一部を実施する。

ア 平日夜間・土日における支援の実施

イ インセンティブの提供

（4）積極的支援の実施

ア 初回面接の実施

積極的支援参加者に対して、下記の内容を含む30分以上60分程度のICTを活用した遠隔面接を実施する。

（ア）オリエンテーションの実施

a 生活習慣病に関する啓発

b メタボリックシンドロームに特化した健診項目の説明

c 階層化の説明

d プログラムの概要説明

e 原則として、川崎市から参加者の情報提供（健診結果など）は行わないため、参加申し込みの受付時に本人より聴取する。

（イ）アセスメント

a 「フェイスシート」の記入

b 「健康行動調査」の実施

※アセスメント項目は受注者が用意するアセスメントシート・評価シート等に川崎市が提示する様式の項目が入っていれば、受注者のシートを利用する。

c 健診結果の説明

d 体重・腹囲の測定

e 生活改善のための目標設定

f 利用教材（記録表等）の説明

g 目標達成に向けての具体的アドバイス（運動の実践や食生活の見直しに関するアドバイス）

h 「特定保健指導支援計画及び実績報告」の作成

イ 3か月以上の継続的な支援

（ア）支援Aのみの方法で180ポイント以上又は支援A（最低160ポイント以上）と支援Bの方法によるポイントの合計が180ポイント以上となるように支援を実施する。

（イ）参加者と電話が繋がらない、参加者からの電子メール等の返信がない場合には、電話又は電子メール等により、状況確認を行う。

ウ 3か月の継続的支援終了後最終面接の実施

（ア）3か月の継続的支援終了後に最終面接を実施する。下記の内容を含む40分程度のICTを活用した遠隔面接を実施する。

a 体重・腹囲の測定

b 「健康行動調査」の実施

c 生活習慣改善のための目標達成状況の確認

d 生活習慣改善の取組継続に向けての具体的アドバイス

e 「修了者アンケート」の実施

（イ）評価は原則面接とするが、参加者の理由により面接が困難な場合は、「健康行動調査」「修了者アンケート」を送付し、書面での回答があった場合には、それをもって最終評価とする。

（ウ）参加者から提出物の内容は記入の確認をし、漏れや誤りがあった場合は受注者が責任をもって参加者に確認し、訂正すること。

（エ）事業実施に必要な郵送料（参加者からの返信を含む）は受注者が負担すること。

（オ）「特定保健指導支援計画及び実績報告」の作成

※A支援及びB支援の方法、並びにポイントの算定及び要件等については、平成25年厚生労働省告示第91号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」に基づく。

（4）記録の保管

「フェイスシート」、「健康行動調査」、「特定保健指導支援計画」、「特定保健指導実績報告」等、個人の記録については受注者が保存し、委託者等から情報公開等の要求があった場合は示せるように5年間保管すること。

(5) 参加者の継続支援

ア 特定保健指導実施期間中は、参加者の生活習慣改善への取組を継続させることができるよう、スマートフォン用アプリケーションを活用するとともに、参加者から受注者に連絡相談ができる窓口を設けること。

イ 特定保健指導の積極的支援参加者について、参加が中断した場合（面接への不参加やe-mailへの未返答）には、電話支援とは別途、電話等による参加継続への促しを実施すること。

ウ 上記の努力にもかかわらず、参加者との最終接触以降2か月間連絡が取れない場合には、中断者として所定の様式により市に報告すること。

5 提出物

特定保健指導（積極的支援）実績報告〔エクセルデータ形式〕

6 市と受注者との役割分担

市と受注者の役割分担は下記のとおりとする。詳細は、委託決定後に協議し確認する。

委託内容	川崎市	受託業者
(1) 対象者への電話勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導利用券及び案内の発送 ・ 電話勧奨対象者のリストの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者への電話勧奨の実施
(3) 積極的支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面接、e-mail、電話支援の内容に関する協議 ・ 広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面接の企画、実施 ・ 必要教材の準備 ・ 目標設定と見直し ・ 特定保健指導支援計画の作成 ・ 生活習慣の確認（フェイスシート・健康行動調査等） ・ 身体測定 ・ 健康行動調査（2回） ・ 修了者アンケート（1回） ・ 各種データ入力

(4) 参加者の継続支援	・参加中断者の認定	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 ・参加者への市の事業の紹介 ・参加中断者への継続促進 ・参加中断者の市への報告
--------------	-----------	---

7 留意点

- (1) 事業実施期間中に発生する経費は、受注者が委託料に計上した費用から負担すること。また、参加者に対し、遠隔面接を受けるために、新たに機器を購入することがないようにすること。さらに、自身の機器に係る通信費は利用者の負担になることを事前に説明すること。
- (2) 事業を統括する医師又は保健師若しくは管理栄養士を配置すること。
- (3) 保健指導は医師、保健師、管理栄養士又は食生活の改善指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者がこれを実施すること。
- (4) 遠隔面接および遠隔支援を実施する際には、「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き」を留意すること。
- (5) 参加者から受注者に連絡・相談ができる窓口を設けること。
- (6) 使用教材は、事前に市と協議し、承認を得ておくこと。(データファイリング保存が出来るような工夫をすること)
- (7) 事業実施にあたり、市が実施している関連事業について積極的に紹介すること。
- (8) 安全管理には十分に留意し、運動の実践等を行う場合には、運動の制限がなされていないか等を確認すること。事故発生時に備え、緊急時対応のためのマニュアルを整備し、緊急時には速やかに対応できるよう連絡体制を整えておくこと。
- (9) 実施の詳細については、あらかじめ市と協議するとともに、事業の遂行にあたって疑義が生じた場合は、必ず市と協議し、市の指示を受けて実施すること。
- (10) 利用券の有効期限内に初回面接を実施した対象者への継続的な指導に限り、契約期間終了の翌日から特定保健指導が終了するまでの期間について、随意契約により契約を締結することができる。

8 情報セキュリティの確保について

契約に際し、受注者は個人情報を含む発注者の情報資産の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守すること。

単 価 表

	1人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件
特定保健指導 (積極的支援)	_____円	初回面接による支援終了後に委託料単価の4割を支払い、残る6割(内訳:継続的支援分4割、3か月後評価支援分2割)は、3か月後の評価終了後に支払う。支援実施中に脱落等により終了した場合は、「(委託料単価×継続的支援分4割)×(実施済ポイント数/計画ポイント数)」の金額を支払う。

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第2条 発注者との間でこの契約を締結し、受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規程の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、情報セキュリティに関する法令のほか、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「個人情報保護条例」という。）、川崎市情報セキュリティ基準、関連する実施手順など、発注者が定める条例、規程その他の関連規程を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報保護条例に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護条例にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第2章9(1)オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部（主要な部分を除く。）であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

（指示目的外の利用の禁止）

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

（情報の複写及び複製の禁止）

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

（情報の帰属権）

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

（情報資産の保護）

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

（情報資産の受渡し）

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

（情報資産の授受及び搬送）

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。
(厳重な保管及び搬送)

第 13 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。
(情報資産の返還又は廃棄)

第 14 条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。
(入退室管理事項)

第 15 条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持ち込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。
(身分証明書の携帯等)

第 16 条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。
(事故発生時の報告義務)

第 17 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 この場合、受注者は、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。
(業務の報告又は検査等)

第 18 条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。
(教育の実施)

第 19 条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行

のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第 20 条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

3 第 1 項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の 10 分の 1 に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 21 条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報等の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

3 第 1 項の損害賠償の額は、前条第 1 項により契約を解除する場合には、同条第 3 項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第 22 条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第 23 条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。